

○調達業務執行に関する行政上及び会計上の責任等に関する通達

昭和 31 年 9 月 12 日

海幕経監第 251 号

海上幕僚副長より海上幕僚監部各部長あて

調達業務執行に関する行政上及び会計上の責任等に関する通達

標記については、従来とも、海上幕僚長名をもつて又は海上幕僚長の命により経理補給部長名をもつて再三にわたり、調達業務の適正化及び責任の明確化を通達されてきたところであるが、最近行われた会計検査院の会計実地検査の結果等に徴し、艦艇建造の監督官の責任及び海上幕僚監部と調達実施本部、若しくは技術研究所との間の調達業務執行上の責任区分等に関し、現行法規、訓令等に照らし、なお一層明確な認識を要することが感ぜられるので、この際さらに下記諸点につき留意の上、その適正な執行に一段と努力せしめるよう指導されたい内意である。

記

- 1 次の調達及びその責任に関係ある法規、訓令等を熟読してその責任の範囲を自覚すること。
 - (1) 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和 25 年法律第 172 号）
 - (2) 調達実施本部の調達実施に関する訓令（29. 8. 30 防衛庁訓令第 13 号）
 - (3) 装備品等の制式及び規格に関する訓令（29. 11. 30 防衛庁訓令第 27 号）
 - (4) 検査区分に関する重要装備品等の指定に関する訓令（29. 12. 10 防衛庁訓令第 30 号）
 - (5) 船舶造修工事の監督官及び原価監査官の設置及び服務に関する訓令（30. 4. 12 防衛庁訓令第 23 号）

(6) 調達実施本部において調達する装備品等の検査に関する訓令(31.5.22 防衛庁訓令第30号)

2 責任の区分について

海幕の要求に係る調本調達業務について1に記載の法規、訓令等により、その責任を区分すれば次のとおりとなる。

(1) 行政上の責任

イ 要求元である海幕に責任の存する事項

(イ) 仕様、規格に関する事項（艦艇の建造及び重要装備品の基本要目並びに技術研究所長の行う設計を除く。）

(ロ) 数量に関する事項

(ハ) 納期に関する事項

(ニ) 納入場所に関する事項

ロ 調達を実施する調本に責任の存する事項

(イ) 契約方式に関する事項

(ロ) 契約の相手方に関する事項

(ハ) 予定価格に関する事項

(ニ) 検査に関する事項

(ホ) 契約書（これに準ずる書類を含む。）の内容に関する事項

(2) 会計上の責任

上記イ、ロのすべての項目につき調本の支出負担行為担当官に責任が存する。ただし監督官等が支出負担行為担当官から特にその補助者として命ぜられ検査官の業務を行う場合は、その命ぜられた範囲の業務については、その命ぜられた補助者が会計法

上の責任（故意又は重大な過失に因り国損を生ぜしめた場合の弁償責任）を負うこととなる。

- 3 要求元が行政上負うべき責任事項（職務遂行の義務責任）すなわち仕様、規格、数量、納期、納入場所の決定についても、会計上は支出負担行為担当官がその責任対象として査定しなければならないことは上記のとおりである。

したがって、かかる観点より、要求元関係官が契約の相手方業者等に必要以上の言質を与えて、支出負担行為担当官を窮地におとしいれるような措置及び監督官等が支出負担行為担当官に対しなんら正規の手続をとらないで、現場において、適宜相手業者等に対し支出負担行為の内容を変更せしめるような措置をとり、結果として、支出負担行為担当官の有する会計上の責任と権限を犯すことのないよう特に留意すべきである。